

奨学金

確認書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県修学奨励金の奨学金の貸与を受けるに当たり、私及び連帯保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意の上、裏面記載事項並びに和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 年 月分

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名		年 月 日	日生
	現住所	〒 TEL()		
	学校名	立 学校	分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 専攻科 通信制

連帯保証人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日		本人との続柄
	氏 名		年 月 日	日生	
	現住所	〒 TEL()			

本人が未成年者(18歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名		生 年 月 日		電話番号
			年 月 日	日生	()
	現住所	〒 ()			
	氏 名		生 年 月 日		電話番号
			年 月 日	日生	()
現住所	〒 ()				
後見人	氏 名		生 年 月 日		電話番号
			年 月 日	日生	()
	現住所	〒 ()			

1 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学生は、次の場合、速やかに県に届け出なければなりません。
 - ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - イ 連帯保証人を変更するとき。
 - ウ 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
 - エ 奨学金貸与を辞退するとき。
 - オ 他の奨学金の適用を受けるとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学生が次の状態になったときは、奨学金の貸与を打ち切ります。
 - ア 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - イ 退学したとき。
 - ウ 奨学生の生計を主として維持する者が県外に転居したとき。
 - エ 奨学生の世帯全員の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額を超えたとき。
 - オ 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金及び生活福祉資金貸付金の修学費(いずれも月額貸与)の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 奨学生が、偽りその他の不正の手段により、奨学金の貸与を受けることとなったことが判明したときは、その貸与を取り消しますので、直ちに貸与を受けた奨学金の一括返還をしなければなりません。

2 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は、貸与終了時に連帯保証人と連署した「奨学金借用証書・返還誓約書」を提出しなければなりません。
- (2) 貸与総額に応じた返還回数で、算出された割賦額を月賦又は月賦・半年賦併用の方法により、申請時に登録した口座から自動引落の方法で返還することになります。延滞すると、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年 10.95%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課されます。
- (3) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後、10 年以内に返還しなければなりません。
- (4) 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (5) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県に届け出なければなりません。
- (6) 奨学金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出なければなりません。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出るにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が高等学校等、大学、短期大学、大学院又は専修学校専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に修学奨励金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を延長することができます。
- (9) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出るにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。
- (10) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続きをとることがあります。

3 保証に係る事項

連帯保証人は、本確認書によって負担する一切の債務(ただし、極度額までに限る。)について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本確認書並びに「奨学金借用証書・返還誓約書」等に従わなければなりません。

4 貸与決定されなかった場合等の確認書の取扱いに係る事項

申請後貸与決定されなかった場合、貸与取消しになった場合又は申請後辞退した場合は、この確認書は無効となります。その場合確認書は返却しません。県が責任をもって廃棄します。

奨学金

確認書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県修学奨励金の奨学金の貸与を受けるに当たり、私及び連帯保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意の上、裏面記載事項並びに和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 年 月分から

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人 (自署)	フリガナ			生 年 月 日	
	氏 名	印		年 月 日	日生
	現住所	〒		TEL() —	
	学校名	立	学校	分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 通信制

連帯保証人 (自署)	フリガナ			生 年 月 日		本人との続柄
	氏 名	印		年 月 日	日生	
	現住所	〒		TEL() —		

本人が未成年者(18歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名	印	生 年 月 日		電話番号
			年 月 日	日生	() —
	現住所	〒 —)			
	氏 名	印	生 年 月 日		電話番号
年 月 日			日生	() —	
現住所	〒 —)				
後見人	氏 名	印	生 年 月 日		電話番号
			年 月 日	日生	() —
	現住所	〒 —)			

1 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学生は、次の場合、速やかに県に届け出なければなりません。
 - ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - イ 連帯保証人を変更するとき。
 - ウ 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
 - エ 奨学金貸与を辞退するとき。
 - オ 他の奨学金の適用を受けるとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学生が次の状態になったときは、奨学金の貸与を打ち切ります。
 - ア 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - イ 退学したとき。
 - ウ 奨学生の生計を主として維持する者が県外に転居したとき。
 - エ 奨学生の世帯全員の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額を超えたとき。
 - オ 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金及び生活福祉資金貸付金の修学費(いずれも月額貸与)の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 奨学生が、偽りその他の不正の手段により、奨学金の貸与を受けることとなったことが判明したときは、その貸与を取り消しますので、直ちに貸与を受けた奨学金の一括返還をしなければなりません。

2 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は、貸与終了時に連帯保証人と連署した「奨学金借用証書・返還誓約書」を提出しなければなりません。
- (2) 貸与総額に応じた返還回数で、算出された割賦額を月賦又は月賦・半年賦併用の方法により、申請時に登録した口座から自動引落の方法で返還することになります。延滞すると、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年 10.95%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課されます。
- (3) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後、10 年以内に返還しなければなりません。
- (4) 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (5) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県に届け出なければなりません。
- (6) 奨学金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出なければなりません。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が高等学校等、大学、短期大学、大学院又は専修学校専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に修学奨励金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を延長することができます。
- (9) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。
- (10) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。

3 保証に係る事項

連帯保証人は、本確認書によって負担する一切の債務(ただし、極度額までに限る。)について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本確認書並びに「奨学金借用証書・返還誓約書」等に従わなければなりません。

4 貸与決定されなかった場合等の確認書の取扱いに係る事項

申請後貸与決定されなかった場合、貸与取消しになった場合又は申請後辞退した場合は、この確認書は無効となります。その場合確認書は返却しません。県が責任をもって廃棄します。